



農業・土地・道路

農業をしているかたに

農業者年金について

申・問 農業委員会事務局

農業者のかたの老後の生活安定と福祉の向上を図ることを目的とした国が支える積立方式の年金です。この年金は国民年金(基礎年金)に上乗せした公的な年金制度です。

●農業者年金は、次の3つの条件を満たせば、どなたでも加入できます。

- ①年間60日以上農業に従事している
- ②20歳以上65歳未満である
- ③国民年金の保険料免除を受けていない第1号被保険者(または60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者)である

※農業経営者だけでなく、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます

※保険料は、月額20,000円(一定の要件を満たすかたは月額10,000円)から67,000円まで1,000円単位で決めることができ、また、認定農業者などの一定の要件を満たすかたには、国からの補助があります

保険料はいつでも変更することができます

※支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります

※年金は、支給開始から終身受け取れます。万が一亡くなられた場合は、80歳まで受け取れるはずであった年金額が死亡一時金として遺族に支給されます

申請窓口 常陸農業協同組合または市農業委員会事務局

多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)について

申・問 農政課 農村整備グループ

農業者や地域住民から成る活動組織が行う、農用地、水路、農道などの地域資源の保全活動や、農地を良好に維持するための推進活動を支援します。詳細についてはお問い合わせください。

イノシシ等被害防止対策事業

申・問 農政課 農業振興グループ

イノシシなどによる農作物被害を防止するため、侵入防止柵などの設備を設置した農業者に設備費の一部助成を行います。

対象者・対象設備

対象者や対象設備はQRコードからご確認ください。



ほ場の管理について

問 農政課 農業振興グループ

耕作地周辺の雑草の繁茂は、病害虫の発生源や隣接ほ場への雑草の侵入、景観の悪化などの問題を生じます。このためほ場管理およびほ場周辺の除草をお願いします。

また、田畑から公道に出るときは、土や泥を取り除き、道路に落とさないようにしましょう。

市内の直売所施設

＞ 芳野農産物直売所

所在地 鴻巣2090

営業時間 午前9時～午後5時

休業日 1月1日～4日、8月16日

☎029-295-8155

＞ とんがりはっと

所在地 菅谷4422-2

営業時間 午前9時30分～午後5時

休業日 8月14日、8月15日、12月31日～1月4日

☎029-298-9665

＞ JA常陸那珂直売所

所在地 後台2290-5

営業時間 午前9時～午後6時
(11月～1月は午後5時30分まで)

休業日 1月1日～3日

毎月第二水曜日(12月～2月は除く)

☎029-298-2677

＞ サンファームなるみ

所在地 飯田2743-2

営業時間 午前9時30分～午後6時

休業日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日)
年末年始(詳しくはお問い合わせください)

☎029-295-9700



芳野農産物直売所



とんがりはっと

農地中間管理事業

申・問 農政課 農業振興グループ

農地中間管理事業は、公的な機関である農地中間管理機構が農業をやめるかたや農業の経営規模を縮小したいかたの農地を借り受け、担い手（地域の耕作意欲のある農業者など）に転貸する制度です。

対象者 規模縮小・経営転換などにより農地を貸したい農家、経営規模拡大・新規参入を図る農家

受付 随時

農地法の許可申請・届出について

申・問 農業委員会事務局

農地を農地のまま貸借、売買、贈与などをする場合は、許可申請が必要です（農地法第3条）。

農地を耕作目的で貸借、売買、贈与などをする場合は、農地法第3条により農業委員会の許可が必要です。これは、資産保有や投機目的などの農地取得を規制するとともに、農地の効率的な利用を図ることを目的としています。

申請窓口 農業委員会事務局

随時受付・毎月18日締切（土・日曜日、祝日にあたる場合はその前の開庁日）

※許可申請の方法は農業委員会事務局までお問い合わせください

農地を住宅、駐車場、資材置場など、農地以外の目的に使用（転用）する場合は、農業委員会への許可申請または届出が必要です（農地法第4・第5条）。

農地の転用とは、農地を農地以外の目的に利用することです。農地を農地以外の用途にするには、必ずその行為を行う前に、農業委員会の許可が必要です。また、市街化区域内農地の転用については、農業委員会への転用届出が必要です。

申請窓口 農業委員会事務局

【許可申請（市街化調整区域）】

随時受付・毎月18日締切（土・日曜日、祝日にあたる場合はその前の開庁日）

【届出（市街化区域）】

随時受付

※許可申請・届出の方法は、農業委員会事務局までお問い合わせください

農地を相続した場合は届出が必要です（農地法第3条の3）。

農地を相続した場合は、農業委員会への届出が必要です。届出を行うことによって農業委員会で所有者を把握することができます。

申請窓口 農業委員会事務局

随時受付

※届出の方法は、農業委員会事務局までお問い合わせください

土地や道路のあれこれ

道路の出入口

問 土木課 維持・管理グループ

市道から敷地へ出入りするため歩道の工事をしたい、ガードレールを撤去して出入口にしたいときなどは、道路工事施行承認申請書を提出し、市の承認を受けてから自費で工事を行ってください。

水路の出入口

問 土木課 維持・管理グループ

水路を利用して宅地出入りのための工事をしたいときは、法定外公共物（使用・工事）許可申請書を提出し、市の許可を受けてから自費で工事を行ってください。

道路幅員証明

問 土木課 維持・管理グループ

道路（市道）の幅員について証明書の交付が必要なときは、道路（市道）幅員証明願を提出してください。道路（市道）幅員証明書を交付します。手数料は1件につき350円です。

市道や水路との境界確認

問 土木課 維持・管理グループ

市道や水路と自分の土地の境界を明確にしたいときは、道路（水路）境界確認願を提出し境界の確定を行ってください。

地籍調査の成果

問 農政課 農村整備グループ

地籍調査の成果が必要なときは、地籍調査成果交付（閲覧）申請書を提出してください。成果の写しを交付します。手数料は1筆300円です。その他基準点などの成果もありますので、詳細についてはお問い合わせください。

地区計画

問 都市計画課 都市計画グループ

市街化区域内の一部の地区において、身近な生活環境などに関するルールを定めた地区計画があります。

該当地区内で、建物の建築などを行う場合には、工事着手予定日の30日前までに届出が必要となります。

敷地や壁面の位置などに制限がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

地区計画の区域

- 上菅谷駅前地区
- 杉原地区
- 下菅谷地区